

ぐるなび Fine Order サービス 楽天ポイントプログラム参加規約

第1章 総則

第1条（総則）

1. 本規約は、楽天グループ株式会社（以下「楽天」という。）と、楽天が発行する楽天ポイントを付与することができる本サービスの販売及び提供をする法人（以下「参加企業」という。）との間の契約関係を定めたものである。
2. 参加企業は、本規約のほか、楽天会員規約（<https://corp.rakuten.co.jp/terms/>）、楽天ポイント利用規約（<https://corp.rakuten.co.jp/terms/index.html?tab=point>）（以下「利用規約」といい、以下総称して「利用規約等」という。）及び楽天が別途定めるマニュアル等（以下総称して「本規約等」という。）を理解の上、本プログラムに参加するものとする。

第2条（定義）

本規約において使用する語句の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「楽天ポイント」とは、利用規約に定める「ポイント」をいう。
- (2) 「本プログラム」とは、楽天がユーザに提供する楽天ポイントに関するポイントプログラムをいう。
- (3) 「ユーザ」とは、利用規約等に同意した者をいう。
- (4) 「本サービス」とは、株式会社ぐるなび（以下「ぐるなび」という。）が提供する飲食店向けモバイルオーダーサービス「ぐるなび Fine Order」（以下「ぐるなび Fine Order」という。）を利用して、参加企業が参加企業の顧客に対して販売及び提供する商品及びサービスのことをいう。
- (5) 「付与対象商品等」とは、本サービスにおいてユーザが参加企業から販売又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ、権利等のうち、販売又は提供の結果、楽天がユーザに対して楽天ポイントを付与するものをいう。
- (6) 「付与対象取引」とは、付与対象商品等に関する取引その他参加企業及び楽天が協議の上定める行為をいう。
- (7) 「楽天グループ」とは、楽天並びに楽天の連結子会社及び持分法適用関連会社をいう。

第3条（契約の成立）

1. 参加企業は、本プログラムへの参加を希望する場合、本規約に同意の上、ぐるなび所定の申込書をぐるなびに対して提出するものとする。当該申込に対してぐるなびがぐるなび楽天所定の方法で承諾した場合、本規約に基づく参加企業及び楽天との間の契約（以

下「本契約」という。)が成立する。なお、申込書提出時に参加企業がぐるなびに対し提出した申込書及び添付書類等(以下「申込書等」という。)は返却されないものとする。

2. 申込書等の内容に不備がある場合、参加企業は、ぐるなびからの請求に基づき、速やかに申込書等の修正、再提出その他の措置を行わなければならないものとする。

第4条(登録情報の変更)

1. 参加企業は、参加企業の商号、本店所在地、代表者、電話番号及び銀行口座等並びに業態、業種、その他申込書等における情報に変更が生じた場合には、楽天所定の方法により当該変更事項について速やかにぐるなびに届け出るものとする。
2. 参加企業が前項の届出を怠ったことによりぐるなび又は楽天からの通知又は送付書類等が延着又は到達しなかった場合、これらは通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第2章 楽天ポイントの付与

第5条(楽天ポイントの付与)

1. 楽天は、ユーザに対し、付与対象商品等の購入金額に応じた楽天ポイントをぐるなび所定の付与率で付与する。
2. 楽天ポイントのサービスの内容は、本規約等の定めによるものとする。
3. 参加企業は、付与対象取引以外の行為について、楽天ポイントの付与を受け付けてはならない。
4. 付与対象商品等は、原則として、決済手段のいかんを問わず、本サービスにおける参加企業の全ての商品又はサービスとする。ただし、楽天はその判断により楽天ポイント付与の対象となる内容を制限することができる。
5. 参加企業は、楽天ポイント付与にあたって、景品表示法等の適用法令その他楽天が別途定める合理的なルールを遵守するものとする。また、参加企業は、ユーザに対して高額な楽天ポイントを付与する場合、1回の支払いにおいてそして1ヶ月に利用可能なポイント数に制限があることを当該付与にあたりユーザに対してあらかじめ通知するものとする。

第6条(付与ポイントの精算)

1. 参加企業は、ユーザに対して付与対象商品等に関して付与する楽天ポイントについて、以下の通り、その原資を負担し、楽天に対して手数料を支払うものとする。ただし、ポイントの原資及び手数料について別途定めた場合には、参加企業及び楽天は、その内容に従うものとする。

原資（不課税）+手数料：1ポイント付与に対して1円（1円未満の端数が生じた場合は、小数第1位を四捨五入する。）

2. 参加企業の原資負担及び手数料負担の対象となるポイント数は、毎月月締めで当該月にユーザに対して付与されたポイント数とし、楽天がこれを算出する。
3. 参加企業は前項に定める楽天による算出に疑義がある場合は、請求書受領日から30日後の期日までに、楽天所定の方法で、楽天に対してこれを通知しなければならない。なお、ユーザに対するポイント付与の取消し又は変更等の手続きができなかった場合で必要があるときは、参加企業はユーザとの間で直接これを精算する。

第7条（付与ポイントに関する原資及び手数料の支払い）

楽天は、前条1項及び2項により確定した原資及び手数料に関して参加企業に対して請求をし、参加企業は楽天が指定した期日までにこれらを楽天に対して支払う。

第3章 参加企業の義務

第8条（参加企業の義務等）

1. 参加企業は、参加企業と楽天との間で別途定められている場合を除き、付与対象取引を行うにあたり必要な設備及びウェブサイトの整備並びに楽天との間のネットワーク接続等を、参加企業の費用と責任において行うものとする。
2. 参加企業は、楽天が指定した参加企業の標識又はロゴを、本サービスに関する店舗、ウェブサイト等のユーザの見やすいところに掲示するものとする。
3. 参加企業は、楽天から付与対象取引に関する資料を提出するよう請求があった場合には、楽天に対してすみやかに必要な資料を提出するものとする。
4. 参加企業は、楽天ポイントの円滑な運営及び楽天ポイントの普及向上に協力するものとする。
5. 参加企業は、楽天ポイントの取扱いにあたり関連諸法規等で定める事項を遵守するものとし、楽天の信用・名誉を毀損することのないよう努めるものとする。
6. 参加企業は、楽天から、本サービスに関する店舗、ウェブサイト等における楽天ポイントの利用促進に係る掲示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとする。
7. 参加企業は、楽天が楽天ポイントの利用促進のため楽天所定の印刷物、電子媒体等に参加企業の名称、所在地等を掲載することにつき、あらかじめ異議なく同意するものとする。

第9条（禁止事項）

1. 参加企業は、第11条2項に定める場合又は楽天が別途認める場合を除き、ユーザに対し、楽天ポイントについて現金による払戻しを行ってはならない。
2. 参加企業は、楽天ポイントに関するシステム、プログラム、データ等の破壊、分解又は解析等を行ってはならず、かつ、いかなる理由があっても楽天ポイントに関するシステムの複製、改変、解析等を行い、又はかかる行為を行う第三者に加担、協力してはならない。
3. 参加企業は、本プログラムと類似のプログラム又はサービスを自らユーザに提供しているときは、ユーザが両者を混同し又は誤解しないよう、十分な表示及び説明を行わなければならない。
4. 参加企業は、次の各号に定める行為を行ってはならない。
 - (1) 法令の定め違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 本プログラムに関連する事項について、ユーザの判断に誤解を与えるおそれのある行為
 - (4) 楽天又は第三者の財産権（知的財産権を含む。）、名誉、プライバシー権等一切の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (5) 楽天が提供するサービスの運営・維持を妨げる行為
 - (6) 虚偽のデータを送信する行為
 - (7) 本プログラムの他の参加者の迷惑となる行為
 - (8) 参加企業と楽天両者協議の上、別途禁止行為として定める行為

第10条（禁止商材）

1. 参加企業は、ユーザに対し、次の各号のいずれかに当てはまる商品等について、楽天ポイントを利用させてはならない。ただし、第5号の商品等について、楽天が特に認めた場合は、この限りではない。
 - (1) 利用対象商品等でないもの
 - (2) 公序良俗に反するもの
 - (3) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法令及びガイドライン等の定め違反するもの並びに違反するおそれがあるもの
 - (4) 所有権、知的財産権等第三者の権利を侵害するもの
 - (5) 商品券、印紙、プリペイドカード、回数券、その他金券又は有価証券等のうち換金可能なもの
 - (6) その他、楽天が合理的に不相当と判断したもの
2. 参加企業は、付与対象商品等の内容に著しい変更があった場合には、ぐるなびに対し、遅滞なくその変更内容を報告するものとする。

第11条（紛争及びクレーム等への対応）

1. 参加企業は、本サービスの瑕疵、欠陥、数量不足その他の本サービスの販売又は提供に関してユーザとの間で生じた紛争、クレーム等について、自己の費用と責任をもって速やかにこれに対処するものとし、楽天に何らの迷惑をかけてはならない。
2. 前項の紛争、クレーム等により参加企業とユーザとの間で精算の必要が生じた場合、参加企業は、ユーザとの間で直接現金によって精算を行うものとする。ただし、楽天は、やむを得ないと楽天が認めた場合には、楽天所定の方法により楽天ポイントの残高を戻すことその他の精算を行うことができるものとし、この場合、参加企業は、ユーザとの間で直接精算を行ってはならない。

第12条（楽天ポイントの偽造、変造、不正利用等）

参加企業は、次の各号に掲げる場合、直ちに楽天に報告し、楽天の指示に従うものとする。

- (1) ユーザが利用する楽天ポイントが偽造、変造若しくは不正に入手されたものであることが判明した場合、又はその疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
- (2) その他楽天が楽天ポイントの返還又は取消を合理的に判断する場合であった、楽天が参加企業に事前に通知する所定の事由がある場合

第4章 データの利用等

第13条（顧客情報）

1. 楽天は、楽天が保有するユーザの楽天 ID、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、生年月日その他の属性に関する情報（以下「属性情報」という。）、ぐるなびのデータ送信によって知得した本サービスにおけるユーザの購入履歴（以下、「購入履歴」といい、属性情報と併せて「顧客情報」という。）を利用することができる。
2. 楽天は、適用される法律を遵守し、ユーザのプライバシーを保護し、本プログラムの信頼性を維持するために必要な場合、本規約に基づき参加企業に開示する顧客情報の種類、範囲等について、楽天が適当と判断する制限措置を講じることができる。
3. 楽天は、以下の各号に定める目的で第1項所定の購入履歴を利用する。
 - (1) 楽天グループが行う各種プロモーションの分析、企画及び実施
 - (2) 本プログラム拡大のためのマーケティング分析、企画及び実施
 - (3) その他参加企業及び楽天で別途合意する事項
4. 楽天は、前項各号の目的で、ぐるなびから受領した複数の購入履歴を集計又は分析し、楽天グループ又は参加企業に対して提供できるものとする。

第14条（守秘義務）

1. 楽天及び参加企業は、本規約の有効期間中又は終了後にかかわらず、本規約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。但し、次の各号に定める事由に該当する場合には、この限りではない。
 - (1) 予め相手方の書面（電子メール等の電子的手段を含む）による承諾を得た場合
 - (2) 弁護士、公認会計士、税理士等の法律上守秘義務を負う者又は自社の役員・従業員等に対して、必要な範囲で開示する場合
 - (3) 法律又は官公署の命令により、必要な範囲で開示を行う場合
2. 楽天及び参加企業は、相手方とユーザその他の第三者との間の紛争について、相手方の同意を得ることなく、当該紛争を解決する目的のために、当該ユーザ又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。

第5章 一般条項

第15条（サービスレベル）

1. 楽天は、本プログラムの提供にあたり、善管注意義務をもって行うものとする。参加企業は、本プログラムの品質が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、楽天に対し、本プログラムの品質の改善のための協議を求めることができ、楽天は速やかにこれに応じる。
 - a. 参加企業と楽天の間において品質の基準に関する合意がなされているにもかかわらず、当該基準を下回る場合
 - b. 本プログラムの内容及び性質から勘案して、一般的に期待されると合理的に判断される品質を下回る場合
2. 前項の協議を行ってもなお本プログラムの品質が改善されない場合、参加企業は、本契約の解除、楽天に対する損害賠償の請求、その他参加企業が必要と判断する措置を講じることができる。

第16条（サービスの一時停止・一部停止）

参加企業は、楽天が提供する本プログラムのサービスについて次の各号に定める事由により、参加企業に対する事前の通知の上、一定期間、全部又は一部のサービスが停止される場合があることを承諾し、サービス停止による原資負担相当額等の返還、損害の補償等を楽天に請求しない。ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではなく、この場合、参加企業に対する事後の通知で足りるものとする。

- (1) 楽天のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 楽天のコンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止

(3) その他楽天グループ、ユーザ、他の本プログラムに参加する企業等第三者の利益を保護するため、楽天がやむを得ないと合理的に判断した場合における停止

なお、楽天は可及的速やかに本プログラムのサービス及びシステムを回復するために経済的に合理的な努力を行うものとし、参加企業に対しその取り組み及び回復に向けた進捗状況を合理的な範囲で通知するものとする。

第17条（免責）

1. 楽天及び参加企業は、天災地変、戦争、テロ、疾病の流行若しくはパンデミック、暴動、法令の改廃、公権力の発動、自己の責によらない通信回線、通信機器、インターネット若しくはコンピュータシステム等の障害、又は第三者による不正アクセスその他自己の合理的支配の及ばない事由（以下「不可抗力事由」という。）により、自己の債務の全部若しくは一部が履行できない場合、又は相手方に損害が生じた場合、一切の責を負わないものとする。
2. 楽天は、不可抗力事由が発生した場合、参加企業に対する事前の通知の上、合理的な範囲で本プログラムのサービスの変更、停止を行うことができる。不可抗力事由が発生した場合、楽天は可及的速やかに本プログラムのサービスを回復するために経済的に合理的な努力を行うものとし、参加企業に対しその取り組み及び回復に向けた進捗状況を合理的な範囲で通知するものとする。
3. 本プログラムに関するシステムに障害が発生した等の理由により、本サービスのサイト運営に支障が生じると楽天が判断した場合には、参加企業及び楽天は、混乱防止のため、共同で必要となる措置を講じるものとする。

第18条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、第3条1項に規定する本契約の成立の日から1年間とする。ただし、期間満了の90日前までに、楽天および参加企業のいずれからも、相手方に対して、本契約を終了する旨の書面による通知がない場合は、同一の条件にて本契約の有効期間が1年間延長されるものとし、以後もこの例にならう。
2. 第12条（楽天ポイントの偽造、変造、不正利用等）、第13条（顧客情報）、第14条（守秘義務）、第17条（免責）、第21条（契約終了時の措置）、第22条（損害賠償）、第23条（譲渡等の禁止）、第25条（準拠法・裁判管轄）及び第26条（協議）の規定は、本契約の終了後も引き続き有効に存続するものとする。

第19条（解除・解約）

1. 参加企業及び楽天は、相手方が次の各号に定める事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に違反したときで、相当期間を定めて当該相手方に当該違反の是正を求め

る通知を行ったにもかかわらず、当該期間（本号に基づく通知後 30 日を超えないものとする）の経過後も違反が是正されていない場合、又は当該違反を是正することができない場合

- (2) 自らに対する相手方の手形又は小切手の不渡りが発生し、支払いが行われないうまま 10 営業日が経過したとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
 - (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算の申立てがされたとき
 - (5) 前三号の他、信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (6) 解散又は営業停止状態となったとき
 - (7) 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局等による注意又は勧告を受けたとき
 - (8) 販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反し又は本プログラムにふさわしくないと合理性をもって楽天が判断したとき
 - (9) 取扱商品又はサービスに関して、ユーザに対して著しい不利益をもたらした、又はそのおそれがあると楽天が判断したとき
 - (10) ユーザによる楽天ポイントの不正獲得・不正利用が頻発しているにもかかわらず、参加企業がこれに対して適切な対応をしないとき
 - (11) 主要な株主・取締役の変更、相手方が消滅会社となる合併・会社分割・事業譲渡等の組織再編、その他相手方の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき
 - (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると判断される場合
2. 参加企業又は楽天は、前項に掲げる事由の一つが発生した場合、相手方に対する債務は当然に期限の利益を失い、全ての債務を直ちに相手方に弁済しなければならない。
 3. 楽天は、本契約又は本契約に限らないその他の契約に基づき楽天が参加企業に対して負担する債務と、本契約又は本契約に限らないその他の契約に基づき楽天が参加企業に対して有する債権とを、その債権債務の期日にかかわらず、いつでもこれを対当額において相殺することができる。
 4. 楽天は、第 1 項の規定にかかわらず、90 日前に参加企業に対し通知することにより、本契約を解約することができる。
 5. 参加企業は、本サービスの運営を終了することを決定した場合は、速やかに楽天にその旨を申し出るものとし、参加企業及び楽天は、双方協議の上、本契約を解約することができる。
 6. 第 1 項、第 4 項又は前項により本契約が終了した場合でも、参加企業及び楽天は、相手方に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他相手方に生じた損害につき一切責任を負わない。

第 20 条（反社会的勢力との関係による解除等）

1. 参加企業及び楽天は、相手方に対し、自己並びに自己の役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号に定める事由に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 参加企業及び楽天は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に定める行為を行わせないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 参加企業及び楽天は、相手方が前項各号の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、本契約を将来に向けて解約することができる。かかる解約が有効に行われた場合、相手方に対する債務は当然に期限の利益を失い、全ての債務を直ちに相手方に弁済しなければならない。なお、参加企業及び楽天は、契約の解約に起因し、又は関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何等責任を負うものではないことを確約する。

第21条（契約終了時の措置）

1. 本契約が終了した場合、参加企業は、その後ユーザに楽天ポイントを利用させる等一切の楽天ポイントの取扱いを禁じるものとし、またその他楽天が特に手續を指定した場合には、当該手續を行うものとする。
2. 本契約の終了後、参加企業と楽天間に未履行の債務がある場合には、参加企業及び楽天は本契約の定めに従い債務を履行するものとする。

第22条（損害賠償）

参加企業及び楽天は、本契約に関連して相手方に対し損害を生じさせた場合は、相手方に直接かつ現実に生じた損害（特別の事情によって生じた損害及び逸失利益は含まない。）を賠償する。

第23条（譲渡等の禁止）

1. 参加企業は、本契約に基づく参加企業の地位を楽天の書面による承諾なしに第三者に譲渡することはできないものとする。
2. 参加企業は、本契約に基づく取引から発生した楽天に対する一切の債権、債務を楽天の書面による承諾なしに第三者に譲渡したり、質入れしたり、その他担保として提供する等の処分をしてはならないものとする。

第24条（契約の変更）

楽天は、経済情勢等諸般の状況の変化、法令の改廃・変更、本プログラムの一律のサービス変更等の合理的な理由により、本規約の条件の変更をする必要がある場合、参加企業に対して契約条件の変更を求めることができる。合理的な理由があるにもかかわらず、参加企業が当該変更に合意しない場合、第18条第1項及び第19条第4項の規定にかかわらず、楽天は15日前の通知により本契約を終了させることができるものとする。

第25条（準拠法・裁判管轄）

本規約は日本法に基づき解釈され、参加企業と楽天との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第26条（協議）

本規約に規定のない事項又は本規約の条項に関して疑義が生じたときは、参加企業及び楽天は信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議し解決する。

以上

制定日 2023年 3月 27日